

はなく、それゆえ、施術費を、医師の治療費と同様に、加害者の負担すべき損害とするのは相当ではないからである。

イ ヤはき整骨院における施術について  
（ア） 施術が医師の治療の一環として行われたかどうかについて

前示認定事実によれば、原告は、やはき整骨院での施術治療期間中、東大病院にも通院しているが、整形外科での受診は平成十一年一月二日と同日二〇日のわずかに二日間にとどまっております。東大病院整形外科の穴水依人医師（以下「穴水医師」という。）は、同年一月二〇日に針治療を含めた加療を要する旨の診断をしたものの、それ以降、原告の治療に携わった形跡はなく、原告の身体状態について詳細不明としていることからすると、穴水医師は前記施術期間中に原告の身体の状態管理をしていなかったことが認められるから、やはき整骨院での施術が医師による治療の一環としてなされたものとはいえない。

（イ） 施術の必要性、合理性、相当性、有効性等について

a 施術の必要性、相当性

穴水医師は、原告の身体状態が針治療等の施術も含めた治療を行うことについて必要性を肯定する。しかし、穴水医師は、原告の症状につき通院治療を続けながら経過観察を行うことを基本としていたと考えられ（一月二日の記載）、診療録上施術に関する具体的な指示事項の記載や施術内容に関する聴取事項の記載が全くないこと、をも併せると、同医師は、原告の身体状態

が鍼灸マッサージ等の施術を必要とするとの認識していたというよりは、むしろ、施術が原告に対する治療にとって特段障害ではなく、有用性は否定しない、という消極的な認識を有していたにすぎないと解されるのであって、結局、原告に対する施術の必要性を裏付けるに足りる具体的に合理的な証拠はないといわざるを得ない。

そして、後述するとおり、施術は原告の身体症状にとつて有効なものであったとは認められるものの、施術を行うことが、医師による治療を受け続けた場合と比較して、費用、期間、原告の身体への負担等の観点から相当であることを裏付けるに足りる証拠もない。

b 施術内容の合理性、有効性

しかし、やはき整骨院での施術期間中、原告の症状（左上腕から左第四、第五指への疼痛、しびれ感、右半身の脱力感、右上腕部の疼痛等）がしだいに緩解、軽快していった状況と、原告が現に快復している状態であったこと、に照らすと、施術内容が合理性を有し、かつ、原告にとつて有効なものであったと推認することはできる。

（ウ） まとめ

やはき整骨院における施術は、医師の治療の一環として行われたものとは認められず、また、原告の症状に対して施術を選択することが必要で、合理的かつ相当であったとは認められない。

しかし、施術そのものは、原告の症状を緩解させ、原告の快復に有効であったことは認められる。

ウ 結論

前示のとおり、やはき整骨院での施術が有効であったことは認められるが、その施術を行うことの必要性、合理性、相当性が認められない以上、同施術に要した費用を損害として加害者に負担させるのは相当ではない。

もつとも、前示のとおり、施術が原告の症状に有効であったこと、この施術期間中整形外科の治療費の支出がなかったこと（原告が医師による治療を選択せず、これを受ける機会が少なかったため、算定されるべき治療費に係る損害額も少なくなる。）を考慮すると、施術費を損害として計上せずには被害者たる原告の自己負担としてしまうことは、必ずしも、公平の観点から見て相当とはいえない。

当裁判所は、原告が、施術費を自己負担をしてでも施術を受けて軽快させたいと思う程度の症状に苛まれていた、との観点から、これを、後述する慰謝料の加算事情として積極的に評価するのが相当であると考へる。これに対し、施術費中の幾らかを損害額として割合的に認定する考え方もあり得るが、そのような算定をするための合理的な基礎資料を収集、整理し、提出することとは一般に容易ではなく、本件でもそれは十分でないため、割合数値を設定することは困難である。そこで、本件では、民事訴訟法二四八条によつて、あえて施術費の費目で損害額を認定するよりは、むしろ、算定困難な損害額の算定として有用な慰謝料の費目で計上するのが合理的かつ相当であると判断した。

（2） 損害額の算定

ア 治療費

（ア） 東大病院分（一〇万七三五五円）

（イ） やはき整骨院分（認めない）

（ウ） 朝霞厚生病院分（認めない）

（エ） 日暮里薬局分（認めない）

（オ） 高田屋薬局分（二万六七八〇円）

朝霞厚生病院の処方によるものであり、  
《証拠略》により認める。

（カ） 株式会社東仁堂分（認めない）

購入した薬品の内容、必要性が不明である。  
（キ） その他の薬局分（認めない）

購入した薬品の内容、必要性が不明である。

（ク） 通院交通費 三万六六七〇円

東大病院分（二万八三九〇円）は争いがなく、朝霞厚生病院分（八二八〇円）は相当であると認められる。

（ケ） 休業損害 二〇万四五九三円

争いが無い。

（コ） 慰謝料 二三〇万円

原告の負傷内容、程度、治療経過等のほか、前示の事情を加算事情として考慮した

(慰謝料の算定に当たっては、やはき整骨院における通院頻度、身体症状、施術費用の金額等を基礎事情とした。)

オ 小計 二七七万六三三八円

カ 過失相殺 認めない

キ 既払金(一七四万一六一七円)控除後の金額 一〇三万四五二二円

ク 弁護士費用 三〇万円

本件事案の難易度、原告代理人の訴訟活動の内容(事故態様の調査、書証の作成等、被告らの過失相殺の主張に対応した訴訟活動)等を考慮すると、認容額が低額ではあっても、なお、前示金額を弁護士費用として認めるのが相当である。

ケ 合計 一三三万四五二二円

三 結論

よって、原告の請求は、被告乙山及び被告会社に対しては、連帯して、金一三三万四五二二円及び内金一〇三万四五二二円に對する平成一一年一月二二日(本件事故日)から、内金三〇万円に對する平成一二年一月一八日(訴状送達の日)から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、被告日新火災に対しては、被告乙山又は被告会社に對する前記判決が確定したときは、前示と同額の支払いを求める限度で理由がある。

(裁判官 渡邊和義)

別紙 図面一、二(略)

## 判例要旨「平成26年度版 赤い本」

### (2) 鍼灸，マッサージ費用，器具薬品代等

症状により有効かつ相当な場合，ことに医師の指示がある場合などは認められる傾向にある（本誌2003年版322頁 [合本Ⅲ192頁]「東洋医学による施術費」参照）。

#### ① 鍼灸，マッサージ費用を認めた事例

○追突事故の被害者（女・65歳）につき，頸椎捻挫に引き続くバレー・リユー症候群と診断された場合に，バレー・リユー症候群の患者にはカイロプラクティック治療は有効ではなく，むしろ悪影響があると考えられており，医師の指示ではないと認められるが，右施術を受けた後は症状が良くなることが認められ，少なからず被害者の症状を軽快させるのに効果があったことは否定できないとして，48回の通院のうち比較的頻繁に通院していた19回について治療の必要性を認めた（東京地判平7.9.19 交民28・5・1358）



- 柔道整復師による治療につき、医師の指示によるものではないものの、被害者（女・年齢不明）が治療により相当程度以上の症状の軽減回復を感じていることが認められるとして、事故との相当因果関係を認めた（神戸地判平7.9.19 交民28・5・1384）
- 頸部捻挫の被害者につき、医師の指示を受けずに二カ所の接骨院で施術を受けた場合に、治療効果があがっていたとして、両接骨院への通院と事故との間に相当因果関係を認めた（東京地判平8.12.18 交民29・6・1809）
- 頸部・腰部捻挫のダンブカー運転手（14級）の接骨院（徒手整復療法）の治療費につき、医師の明確な指示を受けたことの証明はないが、ある程度の痛みを緩和する効果はあったものと認められるとして、120万円余の請求のうち30万円の限度で認めた（大阪地判平13.8.28 交民34・4・1093）
- 頸椎捻挫、両膝捻挫、右下腿打撲で併合14級の被害者（男・31歳）につき、医師の指示はないが、施術により疼痛が軽快し整形外科における治療回数が減少していること、施術費が社会一般の水準と比較して妥当であること、加害者らが施術を認めていたこと等から、症状固定までの整骨院施術費全額を認めた（東京地判平16.2.27 交民37・1・239）
- 頸椎捻挫等で約2年5ヶ月通院し14級の美容師（女・51歳）につき、整骨院での施術は症状を緩和する効果があったと認められ、医師も施術を容認していたが、積極的指示までは認められず、治療日が整形外科と重複していることなどから、施術費の50%である69万円余を認めた（大阪地判平18.12.20 自保ジ1707・14）
- 頭部外傷、左肘頭骨骨折、左膝後十字靭帯損傷等の公務員につき、被害者は医師と話し合ってリハビリテーションを受けるために接骨院に通院し、運動療法及び電気治療などを受け、施術を受けたときには症状が軽減したこと、病院ではリハビリテーションを受けていなかったこと等から、接骨院での治療費全額163万円余を認めた（神戸地判平18.12.22 交民39・6・1775）
- 被害者（男・42歳）につき、病院の医師が医学的必要性から整骨院への通院を指示した旨の意見書を差し入れており、整骨院の通院開始時期は病院でのリハビリ開始後であり、整骨院でも運動療法が行われ、その施術により症状が改善していることを考慮すると、整骨院での施術に一定程度の必要性・相当性が認められるとして、症状の程度と改善効果を総合考慮して、施術料の8割90万円余を認めた（京都地判平23.11.18 自保ジ1872・80）